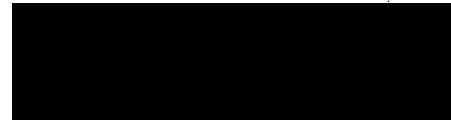


日進市スポーツ施設使用料の大幅値上げの中止を求める請願書

令和 7 年 2 月 7 日

日進市議会議長 小野田利信 様

請願者住所



氏名

浦松 茂雄

紹介議員

坂林 たくみ

島村 きよみ

白井 えり子

山田 久美

ゆきむらとむろ

【請願項目】

ほぼすべてのスポーツ施設で愛知県一となる日進市スポーツ施設使用料の大幅値上げに
反対する

【請願趣旨】

この度、令和 7 年 4 月 1 日から実施される公共料金の見直しで、市内スポーツ施設使用料の大幅値上げが発表されました。原則 5 年ごとの使用料見直しによるもので、根拠となる「公共料金の基本的な考え方」の、利用者と非利用者の公平性の担保のため「上限 1.5 倍まで」に基づいて算出されたとされています。しかし、今回のこの値上げ水準は、「公共料金の基本的な考え方」に明記されている「料金設定にあたっては、過去の改定状況や近隣市町の状況、民間施設の状況、同種の使用料・手数料等のバランス、現在の利用状況等も考慮しながら行ないます(原文のまま)」をととても考慮したとは考えられないと思われます。近隣市町でトップになるだけでなく、ほぼ全スポーツ種目の施設利用料金が愛知県で 1 番高くなると考えられます(添付資料参照)。

日進市は、全国的にも財政状況では優良自治体で、普通交付税不交付団体であり、財政力指数も 1 以上で、令和 6 年度予算でも財政調整基金が 17 億円(年度末残高見込み)です。一方、スポーツ施設等値上げによる効果は約 300 万円です。市民が気軽にスポーツできるようにすることは市の基本計画です。使用料の大幅値上げを再考いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、請願書の提出に賛同する 2116 人分の署名を添付します。

請願 第 1 号
受理 令和 7 年 2 月 7 日
受付 令和 7 年 2 月 7 日
日進市議会事務局

近隣市町比較資料

2025.2 作成者/浦松

財政力指数	1.03		1.09	1.44	1.52	0.85	0.81	0.82	0.84	1.17	1	1.23	0.94
	日進現行	日進予定	長久手	みよし	豊田	東郷	瀬戸	尾張旭	豊明	大府	名古屋	小牧	春日井
テニス (人工芝)	770円	1150円	590	200	600	410	440	520	810	480	400	440	700
					土日900	ｸﾚｰのみ							
野球	3130円	3690円	2160円	1060	比較不適當	2250	2200	1336	1600	1640	比較不適當	880	無料
プール	310円	460円	無し	無し	200～500	510	220	310	無し	400(温水)	460	220	500(温水)
バスケット	3550円	4430円	1080	2205	600	2310	1430	2010	2253	1530	2000	880	2000
バレー	3450円	4310円	1080	1935	600	2000	1110	2010	2253	880	2000	880	2000
バドミントン	1770円	2210円	360	690	200	800	650	670	563	540	1200	304	500
卓球	830円	1030円	320	70	100	320	330	210	160	210	250	304	200
柔道	2080円	2600円	720	1090	900	700	1100	1120	1340	760	2333	1144	1057
剣道					休日1350				1400				
ジム1回券	450円	610円	160	250	300	510	110	100	160	210	300	530	300
1か月券	4110円	6100円	2430			5140			1200	2100	1600	5300	

*他市町で1時間単位の場合は2倍し、3時間のところは2/3とした。大府はシャワー・ロッカー100円別途。

*市内者料金で算出。みよし、豊田、豊明は市外者は料金倍。日進市も規定はあるが適用していない。

*豊田市は70歳以上、高校生以下はプール～ジムまで無料。名古屋市は各区にスポーツセンターあり、料金は均一。東郷ジムは高齢者割引
小牧ジムは中高生半額。野球はバックネットあり、基本軟式（市民球場のような特殊な料金体系を除くため）。

*バレー、バドミントンのネット・支柱、バスケットのゴールは別途表示のものは料金に全額加算済み。また、これらアリーナ種目は
アリーナ表示の場合は、取れる面数で料金を分割算出（1面当たり単価目安）。一部空調費用かかる市あり。

*2025.4大府のみ一部10%程度値上げ情報あり。（みよしは2024.4より値下げ、豊田市の高齢者、高校生無料は2023.4.1より）

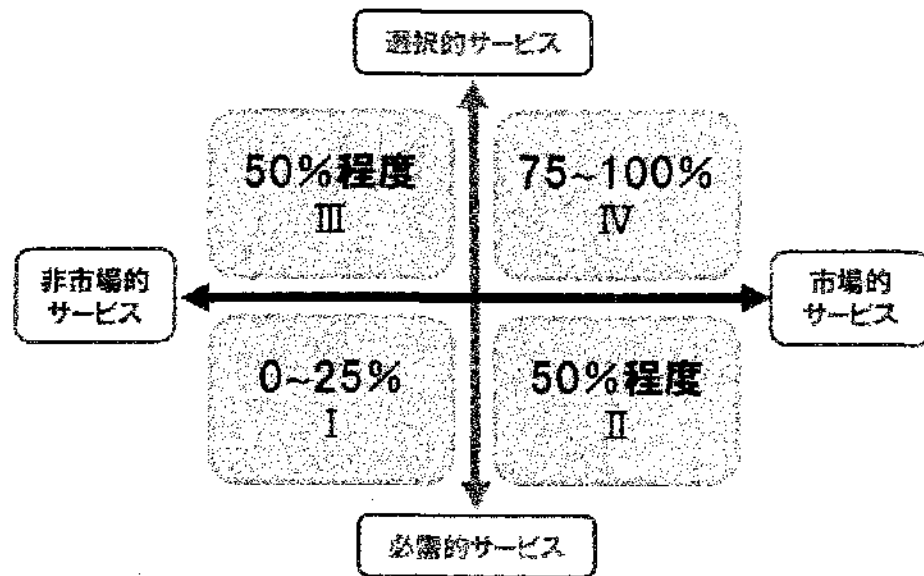
公共料金の基本的な考え方

使用料＝原価×受益者負担割合

<原価に算入する経費>

- ・経常的な維持管理費
- ・建物建設費（減価償却費）

<受益者負担割合>



手数料＝原価（1件あたりの単価）

<原価に算入する経費>

- ・経常的な維持管理費

<受益者負担割合>

- ・原則100%

その他

<料金設定にあたり考慮すること>

- ・市内、同種の料金とのバランス
- ・近隣市町とのバランス
- ・現在の利用状況

<激変緩和措置>

- ・料金改定の上限は1.5倍とする